

令和4年第1回定例会議案審査特別委員会会議録

令和4年3月15日 午後 1時30分 開 会

出 席 委 員

委 員 長	櫻 井 繁 行
副委員長	櫻 井 健 一
委 員	矢 口 龍 人
委 員	中 根 光 男
委 員	佐 藤 文 雄
委 員	加 固 豊 治
委 員	田 谷 文 子
委 員	川 村 成 二
委 員	来 栖 丈 治
委 員	設 楽 健 夫
委 員	宮 嶋 謙
委 員	久 松 公 生
委 員	小 倉 博

欠 席 委 員

委 員	鈴 木 良 道
委 員	古 橋 智 樹

出 席 説 明 者

市 長	坪 井 透
副 市 長	横 瀬 典 生
教 育 長	大 山 隆 雄
市 長 公 室 長	木 村 俊 夫
市 民 部 長	山 内 美 則
教 育 部 長	田 崎 守 一
参 事	仲 戸 禎 雄
政策経営課長	槌 田 浩 幸
環境保全課長	廣 原 正 則
学校教育課長	岩 井 雄 一 郎
生涯学習課長	齋 藤 明
スポーツ振興課長	齋 藤 裕 之
企 画 監	羽 成 英 明

出席書記名

健康づくり増進課	高瀬	麻奈美
地域未来投資推進課	佐々木	望
議会事務局	柏崎	博子
議会事務局	澤田	幸一

---

## 議 事 日 程

令和4年3月15日（火曜日）午後 1時30分 開 会

### 1. 議案の審査

- (1) 議案第 7号 かすみがうら市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第 9号 令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）
- (3) 議案第13号 令和4年度かすみがうら市一般会計予算
- (4) 議案第20号 財産の貸付けについて

---

開 会 午後 1時30分

#### ○櫻井繁行委員長

こんにちは。

ただいまの出席委員は13名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

それでは、ただいまから3月14日に引き続き、令和4年第1回定例会議案審査特別委員会を開きます。

本日の日程は審査予定表のとおりであります。

初めに、議案第9号 令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）のうち、公共施設等マネジメント推進室所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

公共施設等マネジメント推進室から特に補足説明等はございませんか。

#### ○企画監（羽成英明君）

それでは、説明をさせていただきます。

議案集60ページ、議案概要書28ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目財産管理費、24節積立金、07基金運用事業で、公共施設等整備基金積立金67万4000円の増額です。

理由といたしましては、当室では、財産売払収入道路課分で317万2043円の増額を見込んでいます。また、同じ項目で、政策経営課で管理しています利子等のマイナス分によりまして、合計で67万4000円の増額となっているものです。

続きまして、7目企画費、03企画調整事業（政策）のうち、12節委託料、複合交流拠点施設基本設計及び測量調査等業務委託で745万円の減額です。理由といたしまして、入札差金、あと土地収用後の事業認定委託料、用地測量調査用の金額の減によるものでございます。

#### ○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、公共施設等マネジメント推進室に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

#### ○佐藤文雄委員

公共施設等整備基金積立金がありますよね。今、説明しましたよね。67万4000円。これどういうことですか。

#### ○企画監（羽成英明君）

当増額につきましては、収入で計上しております財産運用の貸付収入分プラス財産の売払収入の合計額を基金に積み立てましょうというような予算になっておりまして、当初予算で見ている分については、財産貸付分といたしまして、あるものについては、ほぼ予算どおりでございまして、財産の売払収入で、

道路課のほうで、道路課分の売払収入が317万2043円ございました。なので、その分を増額補正を見込んだんですけども、同じ科目の中に、政策経営課で管理している利子等でマイナス分がございまして、合計では67万4000円の増額というような形になってございます。

○佐藤文雄委員

それから、複合交流拠点施設基本設計及び測量調査等業務委託、これは、今、入札差金というふうに言ったような気がしたんですが、これ、公募型プロポーザル方式で、当初予算と比べると、この差額が出たということなんですか。

○企画監（羽成英明君）

当初予算で見ている内容のほかに、今年度、実施するに当たりまして、プロポーザル実施するときに予定価格を設定してございます。その予定価格としまして、4159万1000円ございまして、実際契約した額との差がございまして、その差が232万円ございました。そのほかに事業認定を予定していた金額で300万円ほどございましたので、その分の減額と、あと、用地測量といたしまして800万円ほど予算見てございまして、その枠の減額で調整しまして、745万円の減額という形になりました。

○佐藤文雄委員

後で内訳を教えてください。今、話したんですが、内訳が書いていませんので、後で教えてください。

○企画監（羽成英明君）

分かりました。内容、提出したいと思います。

○櫻井繁行委員長

それでは、佐藤委員、後日、ガルーンのほうに、各委員の皆さんにお送りをさせていただきたいと思います。

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第13号 令和4年度かすみがうら市一般会計予算のうち、公共施設等マネジメント推進室所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

公共施設等マネジメント推進室から特に補足説明等はございませんか。

○企画監（羽成英明君）

説明をさせていただきます。

それでは、歳出について説明をいたします。

予算書37ページをご覧ください。

説明につきましては、資料ナンバー2の令和4年度政策事業に係る概要説明書9ページをご覧ください。

公有財産調整事業に関する経費、令和4年度予算額1023万2000円、令和3年度の予算では、557万円で、466万2000円の増となっております。主たる事業概要といたしましては、廃校小学校遊具撤去工事ということで、予算額工事請負費で928万5000円です。

内容といたしましては、平成28年3月に廃校しました霞ヶ浦地区廃校小学校4校、旧牛渡小学校、旧佐賀小学校、旧安飾小学校、旧志土庫小学校について、廃止しているものの存在している遊具を撤去する内容でございます。前年度に比べまして、この分については新規の増額になってございます。

2といたしまして、霞ヶ浦地区の廃校活用ニーズ調査ということで、予算額49万5000円です。霞ヶ浦

地区廃校小学校のうち、公的利用または民間等による活用が決まっていない旧牛渡小学校及び旧志士庫小学校について、建物の現状調査や民間等による活用を調査します。地域に公募の状況、調査結果を説明し、今後の対応を調整してまいります。

また、下段指標の中の事務事業成果指標といたしまして、地区説明会の開催ということで、目標といたしまして、千代田中地区4校、霞ヶ浦中地区2校の6回を地区説明会のものと予定をしております。

続きまして、次に、予算書46ページをご覧ください。

説明につきましては、資料ナンバー2、令和4年度政策事業に係る概要説明書10ページをご覧ください。

令和4年度予算額11億7414万4000円、令和3年度は企画調整事業（政策）としまして、複合交流拠点施設基本設計及び測量調査業務委託で4672万円を計上してございました。主たる事業概要は、行政窓口機能、図書・学習機能及びコミュニティ機能等を複合した交流拠点施設と防災機能を備えた公園施設建設を推進する。1、複合交流拠点施設等実施設計業務委託7370万円、複合交流拠点施設及び公園施設の実実施設計を行う。2、複合交流拠点施設等土地購入費11億円、複合交流拠点施設及び公園施設の用地を購入する。所在地、かすみがうら市稲吉南二丁目2625番3、面積、2万8366.12平方メートル、地目、宅地でございます。

次に、公共施設等マネジメントで、議案第13号に関する補足説明資料を説明させていただきます。

こちらの資料で説明をさせていただきます。

事業概要、計画地において、行政窓口機能、図書・学習機能及びコミュニティ機能等を複合した交流拠点施設と防災機能を備えた公園施設建設を推進するもの。

計画地についても、かすみがうら市稲吉南二丁目2625番3、面積、2万8366.12平方メートル、地目、宅地でございます。

計画概要といたしましては、ア、敷地面積2万8366.12平方メートル、イ、複合交流拠点施設の建設、延床面積2,270平方メートル、構造鉄骨造、階数平屋建て、最高高さ5.25メートル。

諸室の概要といたしまして、図書スペースとして372平方メートルで、図書の冊数としては約2万冊を予定してございます。学習スペースとしまして105平方メートル、座席数で42席を予定してございます。窓口機能で152平方メートル、カフェ飲食スペースで190平方メートル、内側の座席数で約40席、フリースペースで180平方メートルで、およそ80人、ミーティングルームで120平方メートル・69平方メートルで約100人、そのほか、60平方メートルで20人、58平方メートルで20人、その他共有スペースで、エントランス等で964平方メートル。

ウ、防災機能を有した公園の建設ということで、駐車場といたしましては、約134台、内障害者用で5台、そのほか、防災倉庫、かまどベンチ、休憩所、マンホールトイレ、キッチンカースペース、ヘリのランデブーポイントなどを予定してございます。

2といたしまして、予算科目については、先ほど事業概要で説明した以外のところといたしまして、11節手数料で40万円ということで、こちらについては、用地買収契約に係る印紙費用といたしまして40万円、12節計画地の不動産鑑定評価の時点修正を実施するというので4万4000円の計上でございます。

次のページをご覧ください。

位置図でございます。赤字の場所が取得予定地でございます。

次のページをご覧ください。公図の写しでございます。赤枠が取得予定地でございます。

次のページをご覧ください。施設の平面図でございます。

次のページをご覧ください。外観パースでございます。

次のページをご覧ください。内観のペースでございます。

また、本日付で、議案第13号に関する補足説明資料の2ということで、新たに提出させていただいている内容を説明させていただきます。

こちらの内容につきましては、建築の基本的なところでございます木造、鉄骨、鉄筋コンクリートのそれぞれの特徴の部分について示しまして、今回の建設に当たりまして、設計者の評価といたしまして、今回の案件については、こちらのほうがいいのではないかというようなことで、もらったものでございまして、1番下の欄の総合評価で、木造であれば17点、鉄骨であれば21点、鉄筋コンクリートであれば18点ということで、設計者といたしましては、鉄骨造の採用を提案していただいているという内容でございます。

次のページをご覧ください。

こちらにつきましては、平屋建てと2階建てに関する部分の内容についての検討でございまして、こちらについても、平屋建てと2階建てということで、総合的に言いますと、平屋建てのほうが評価が高くというような内容です。

また、コスト比較につきましては、それぞれのところで、平屋建てを1とした場合に、基礎部分、エレベーター・階段、衛生設備、屋根・建築構造体などの比較を総合しますと、こちらの数字は単純に掛け算というわけにはいきませんで、杭と基礎部分についての費用のものが大きくて、そのほか、エレベーターの費用の部分についてが大きいものですから、単純になりませんけれども、平屋建てで1に対して、2階建てであれば1.02倍のコストがかかるというようなことでございまして、今回についても、平屋建ての採用を提案をいただいているという内容です。

次のページをご覧ください。

こちらにつきましては、実際2,300平方メートルを仮定しまして、トータル面積のものを総2階としたときの費用の比較でございまして、エレベーターホール、階段等のものについての費用の分の増額であるとか、エレベーター、衛生設備、土木、杭などというようなところでの比較でございまして、前ご意見いただいた土木工事、杭工事については、言われたとおり、コストといたしましては減額幅が大きいんですけども、相対で見ますと、エレベーターの設置であるとか、ホール部分、階段等のものを見たり、あと、維持管理のメンテナンス費用を考えますと、平屋建てのほうが、今回の内容としてはいいんじゃないかというようなまとめになってございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、公共施設等マネジメント推進室に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言お願いいたします。

○佐藤文雄委員

まず、購入面積の件なんですけど、当初、去年の3月、議案の提案のときに、5,000平方メートルというふうに言っていたんですが、その5,000平方メートルは候補地6というふうに言っていたんですね。候補地6というのは、全体的に1万1464平方メートル、概算面積だったんですね。そのうち、日立が持っていたところがあるんですが、ここが5,000平方メートルだというふうに思うんですけども、いかがですか。

○企画監（羽成英明君）

令和3年度の予算の中で用地交渉の中であった数字は約2万9000平方メートルということで、事業を進めてきたというようなところで理解しているところです。

○佐藤文雄委員

そうじゃなくて、2万9000平方メートルは、最初に5,000平方メートルというふうに言って、それで、2万9000平方メートルどうですかというふうに言われたんで、2万9000平方メートル、これも事実と違うと思うけれども、私は、10月1日に言って、はい、そうですかなんてあり得ないんですけども、とにかく最初は5,000平方メートルといったでしょう。その5,000平方メートルは候補地6の日立の駐車場のところ、建物、いわゆる社宅があるところを除いた駐車場のところじゃないですかと言ったの、5,000平方メートルというのは。

○企画監（羽成英明君）

これまでの経過の部分ですので、詳細については、なかなか分かりかねるところでございます。

○佐藤文雄委員

分かる人が後で報告してくださいよ。当初言ったのは、去年の3月の定例議会で、最初に発言した人は、榎田課長なんです。榎田課長が5,000平方メートルと。そのとき5,000平方メートルという話を我々聞いたんですよ。それは、羽成さんが分からなければ、榎田課長に確認して、後で教えてください。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時51分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時51分]

○佐藤文雄委員

これも5,000平方メートルのところには、建築廃材、これが埋設されていたということは、私たちは、当時の3月の議会のときには全く報告がないから分からなかったんですよ。その後、情報公開をしたら、平成28年から平成29年にかけて工事を行った際に、日立から購入した道路用地、そこから建築廃材が出たと。その中にも、駐車場には、同じように建築廃材が埋設されると判断するというふうなことも書いてあるんですね。ですから、ここは、建築廃材が入っていたということを認識していたのかどうか。これも羽成さん分からないですから、榎田課長にご答弁をお願いしたいと思います。

そのほかに、もう一つ。時点修正鑑定評価委託とありますね。4万4000円。これは何ですか。

○企画監（羽成英明君）

こちらにつきましては、前回予算を出させていただいたときに、不動産鑑定を行っておりまして、それから、今度の土地を購入するまでの間に、土地の値段の評価が変わるかということ进行调查して、その数字に基づいて、買収価格を決定していきたいというための委託費用でございます。

○佐藤文雄委員

これ、時点修正ですよ。時点修正というのは、もっと簡単なものですよ、時点修正というのは、鑑定評価を改めてやり直すということになるんじゃないですか。それは、なぜかという、合意書があるでしょう。5月31日に。あの合意書はどういうことかという、今言った廃棄物の問題があるわけですよ。前の鑑定書は、廃棄物はないことが前提だったでしょう。今度は合意書の中に廃棄物が入っていたと。その分を全部日立のほうで取り出すということの後で、結果として、そのときにもう一度鑑定評価をするということですから、これ、改めた鑑定評価なんじゃないですか。時点修正というのは、こんなものなんですか。これは時点修正で済むものなんですか。

○企画監（羽成英明君）

内容といたしましては、今回の土地の下落幅とか、地価公示価格の移動に伴いまして、そのものについて、時点を修正すると。あともう一点は、面積の減がございましたので、その分も合わせて、加味し

た中で評価をいただくという内容でございます。

○佐藤文雄委員

ですから、私が言ったのには該当していないよね。つまり、時点修正であれば、普通の時点修正ですから。つまり廃棄物が入っていたと。だって前は廃棄物入っていないという前提でやっていたわけでしょう。今度は廃棄物が入っていて、その取り出し、その他もろもろのことをやって、改めて鑑定評価をやるということになると思うんですよね。そうすると、この時点修正という言葉そのものも適切ではないというふうに思うんですよね。いかがですか。

○企画監（羽成英明君）

現実的に、今、現地の掘り起こし作業とか撤去作業を日立のほうで行っていただいて、買う時点ではそういったものがないような状況でございますので、時点修正ということで鑑定を入れたいと考えています。

○佐藤文雄委員

ここで、あまり長々しゃべってもしょうがないので。それと、複合交流拠点施設等実施設計業務委託、これは、改めて入札、プロポーザルか何か知らないですが、改めて入札をするということなんですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時57分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時59分]

○設楽健夫委員

FMの担当者のほうでは、前回の鑑定書の中身については確認をしていますか。

○企画監（羽成英明君）

内容についてはしています。

○設楽健夫委員

この鑑定書は内容についてはというふうにありますけれども、この鑑定書の中に、土地の履歴という項目があるんですよ。土壤汚染を疑うような土地利用はなかったと推察されるというふうな一文があるんですよ。この項については確認されていますか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時00分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時01分]

○参事（仲戸禎雄君）

すみません、細部までの確認はしておりませんでした。申し訳ございません。

○設楽健夫委員

ですから、これから確認作業をしていきますけれども、提出された不動産鑑定書、その前の平成20年10月20日の、ここに産業廃棄物が埋設されていたという報告をしている起案書、これについては、市長、副市長の決裁印がある。

もう一つは、これは確認していますよね。合意書。2021年の5月31日に取り交わした合意書、これは確認していますよね。もし、ここについての質問をしますから、もし、手元に資料がないならば、その資料、ちょっと確認してから質問させてください。

○櫻井繁行委員長



暫時休憩いたします。 [午後 2時02分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時09分]

○企画監（羽成英明君）

同意書は見ております。

○設楽健夫委員

土地の履歴の項、7点目、土壤汚染を疑うような土地利用はなかったと推察される。これは確認されましたね。

○企画監（羽成英明君）

はい。

○設楽健夫委員

地下埋設物の有無という記載がありまして、地下埋設物の存在を示す端緒は認められず、対象不動産の価格形成要因に影響を及ぼさない。立会人はなしという記載がありますけれども、確認できますね。

○企画監（羽成英明君）

はい。確認できます。

○設楽健夫委員

もう1個確認させてもらいますけれども、平成28年10月20日、先ほど話しました起案書、これは、道路課のほうから出されてきている起案書、この確認作業をさせていただきたいんですが、ありますか。先ほどこれも言ったんですけれども。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時11分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時11分]

○設楽健夫委員

後で確認させてもらいますけれども、この起案書、これは提案者の市長、副市長決裁印がある内容でこう書かれています。一部から廃棄物が確認された。本年度発注30メートル区間からも廃棄物が確認。廃棄物の埋設状況から、筑波ハウス駐車場敷地の広範囲に埋設されていると判断します。道路工事発注済み区間の除去及び処分について、日立製作所と協議を重ね、覚書を作成しました。締結してよろしいか。その後のこの覚書は、部長名で日立側と確認作業を行っていますけれども。それで、この不動産鑑定書の記載内容と、この起案書の記載内容、全く異なりますよね。それで、次に、今度は、日立インダストリアルプロダクツとかすみがうら市が締結した合意書、これありますね。2021年5月31日の合意書、もう一度言います。③の本物件の引渡しの項の②で、甲日立インダストリアルプロダクツは、2022年3月31日までに、本物件の地中に存する埋設物の撤去を行う。本物件引渡し前に、甲乙の双方で埋設物撤去の確認を行うと。こういう項目があるんですね。これは確認されますか。

○企画監（羽成英明君）

確認します。

○設楽健夫委員

そうしますと、この土地鑑定ということで、今、佐藤議員ともやりとりがありましたけれども、予算上、この確認作業を行う必要があるのではないですか。そうでないと、次の不動産価格に影響してきますね。その作業が抜け落ちているんじゃないですか。

○企画監（羽成英明君）

今回のものについては、先ほどご説明したとおり、中にあるものについては撤去して、買収するというようなことでありますので、その点については問題ないかと思っております。

○設楽健夫委員

それは、羽成企画監の考え方ですね。私が話をしていますのは、不動産鑑定書、その前に道路から埋設物が発見され、広範囲に埋設されているという起案書に対して、日立と合意書を取り交わし、その埋設物を撤去したという経緯がある。合意書の中には、3月31日までに撤去を行うという記載がある。どうやって確認するんですか。もう確認したんですか。

○企画監（羽成英明君）

その内容といたしましては、昨年8月ぐらいから、中のものについて撤去を始めておりまして、職員と会社側と両方で、その撤去状況を確認してございます。

○設楽健夫委員

昨年、日立インダストリアルプロダクツと行政側で、確認作業を行っているとするならば、その報告書を出してください。どういう確認作業を行ったのか。具体的なものが必要でしょう。そういうものが確認していますということ、今、私初めて聞きましたけれども、そういう確認作業を行っている。ここまで来て。予算化の段階で、その報告書を出してください。

○企画監（羽成英明君）

まだ、途中でございまして、そのものについては、資料としては、今あるものについては保存している状況でございます。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時20分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時20分]

○企画監（羽成英明君）

今までのもの全てというわけにはいきませんが、こういった形であるというようなものであれば、お出しすることはできます。

○設楽健夫委員

この確認作業は、行政が一般市民に、その土地を使う土地に適しているかどうか、あるいは土壌汚染が将来にわたって保障できるのか。あるいは出た場合にどうするのかということを確認していかなければならない内容があるんですよ。ですから、今、あるところまでは報告しますと話されましたね。この合意書は3月31日までにですから、まだ時間はありますけれども、ただ、予算上の話で、今こういう話をしていますけれども、具体的にどういう報告書が出てくるのか分かりませんが、それは出しているだけですね。

○企画監（羽成英明君）

全体的には、今のところまだ整理中のものもございまして。ただ、出せるものでやったものについては、こういう形でやりましたというようなものについては、お出しすることはできます。

○設楽健夫委員

合意書の③に、ご覧になってますか。本物件引渡後に新たに影響物等が発見され、かつ当該影響物等の解消が必要な場合は、甲乙協議の上、対応する。なぜこういう合意書をついたのか、私は分かりませんが、瑕疵責任を協議事項にしちゃっているんですよ。ここまで書かれている内容の案件で

すから、先ほどの埋設物の中にどういうものが入っているのか。あるいは土壤汚染等について、どういう調査をし、確認作業をしているのか、このことがないと、この作業はそこで止まってしまいますけれども、そういうふうに慎重に進めていくということによろしいですか。

○企画監（羽成英明君）

そのように進めていきたいと思っています。

○設楽健夫委員

予算の計上がされていませんから、これは、何らかの補正予算だとかそういうものが発生するというふうに思いますけれども、そういう手続も含めて進めていただけていますね。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時24分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時35分]

○企画監（羽成英明君）

土壤調査の関係につきましては、地権者のほうで、県に土壤汚染対策法の届出を行っておりまして、その土壤汚染の義務はないという判断が出てございました。

また、地権者において、任意の調査の中で、土壤汚染対策法に沿った調査方法によって実施しているというふうな状況でございます。

○設楽健夫委員

行政は、一つ一つの、今、話をした土壤汚染、あるいは埋設物で、有害物質が含まれている、いない。前回、そういう物質が含まれていた。最終処分場にその書類が出ているんですよ。そういう経過があるところでは、同じように、日立がないとするならば、そのエビデンスと言いますか、証拠が必要なんですよ。どういうことかと言ったら、羽成企画監も見ていると思いますけれども、あそこから相当量の土が運び出されていますね。私も見てきましたけれども、端的に言えば、マニフェスト伝票をまず確認する必要があるんですよ。羽成さん、マニフェスト伝票というのは分かりますか。

○企画監（羽成英明君）

分かります。

○設楽健夫委員

排出者から、運搬者、最終処分場、全部の伝票に認印が必要になっている伝票がありますね。その伝票を確認しながら、最終処分場に対してどういう処理をしているのかということも、一つ確認作業なんですよ。

もう一つは、埋設されていた場所で、少量ながらもヒ素が出ていたとすれば、その試掘の確認作業もしていく必要があるんですよ。これは相当の費用もかかりますし、その準備をしていく必要があると思います。その作業をここでやっていくには、予算が必要なんですよ。日立が言っているから大丈夫です。これでは駄目ですよ。行政がしっかりエビデンスをもって確認作業をしていく必要があるんですよ。よろしいですか。

○企画監（羽成英明君）

地権者のほうで、その調査については、調査をしていただいています、その証明書としては、その検査機関のほうで出していただくことになるかと思いますが、確認をさせていただいて進めていきたいと思っています。

○設楽健夫委員

そのエビデンスを議会にも出していただいて、確認作業を行ってくださいね。よろしいですか。

○企画監（羽成英明君）

その内容につきましては、こちらで確認した後、その相手方との内容について確認と協議をして、出せるものは提出したいと思っております。

○矢口龍人委員

出せるものって出せないものがあるんですか。

○企画監（羽成英明君）

協議した上でお渡しできるものはお渡ししたいと考えております。

○矢口龍人委員

市民の安全がかかっているんですよ。分かりますか。出せないものなんかないじゃないですか、試験結果で。都合の悪いものは出さないんですか。そんなばかな話はないでしょう。私は議会ですからね、市民の代表でこれ話しているんですからね。ちゃんと答えてください。

○参事（仲戸禎雄君）

申し訳ございません。繰り返しになりますが、地権者の任意でやっていたらいいものではないので、こういったお話をきちんと相手に伝えた中で、ご了解をいただいて、出せるものは出したいということで答弁をさせていただいているものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○矢口龍人委員

仲戸参事、そんなの売買の基本なんですよ。後から議会で議員に言われたからやるとかやらないとかじゃなくて、行政として当たり前のこと、コンプライアンスですよ、分かりますか。それをお話しているんですよ。開かれた議会、開かれた市政でしょう。開かれていないじゃないですか、そんなこと言ったら。きちんと答弁してください。いいあんばいなこと言わないで。

○参事（仲戸禎雄君）

ご意向は重々承知しております。きちんと相手方に伝えた中で、協議をしてみますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤文雄委員

合意書があるわけでしょう。日立インダストリアルとの合意書が。そこで、全て処理をするということになって、その後、不動産鑑定も入っているわけだよね。私は、住民説明会でいろいろ言っていましたけれども、具体的にどのようなボリュームで、どのような形で、この作業が行われたのかということは、行政として、責任を持って全て明らかにする。このことが前提だと思いますよ。それをなくして、新たに不動産鑑定ということになるとおかしいと思いますよ。どうですか。

○企画監（羽成英明君）

先ほど質問いただいた内容につきましては、土地のものについても、埋設物があったのは事実でございまして、あった部分もありますし、ないところもございました。あった部分、全部を掘削して、その後取り除くものについては、取り除きをやっていただいて、処分しているものは、処分をさせていただいております。

あと、検査についても、そういった中での法律上のものとしてはないですけれども、任意でも調査をやっていただいて、それで、その結果についても、認められた検査機関で出していただくものの確認はするというようなことで進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤文雄委員

見える化が必要だということは、私たちに見える化、そういうデータが必要なんですよ。それをきち

つと要求する。提出する。提出させる。そうしなければ売買契約できないじゃないですか。それが前提になって、改めて再度鑑定評価をすることになっているんですよ。時点修正じゃないんですよ。この予算がおかしい。

そして、11億円というのも、埋設物がないと想定されるという前の廃棄物がない段階での予算なんですよ。それをそっくり債務負担行為のやつを持ってきて予算化するというのは、これは失投ですよ。これは、きちっと全てのことを確認した後に、間違いがないという段階で、例えば不動産鑑定を改めてやって、その分を6月の議会に出すというぐらいにしなければ駄目だと思いますよ。いかがですか。

○企画監（羽成英明君）

今年度、令和4年度の予算をご可決いただいた後に、4月の時点できちっと不動産鑑定の時点修正を入れて、契約に向けて説明をしていきたいと思っています。

○設楽健夫委員

羽成企画監、前回の平成29年の道路工事のときに埋設物が出てきた。日立側と折り合いがつかなかったんですよ。そこで、県も、環境保安課が出てきたんですよ。最終的には、この埋設物については日立が撤去すると。その際に、その中に入っていた分析報告書も出てきたんですよ、そのときに。

これ日立がやるから、それに従って私たちは話を進めます。これでは、市民に責任持てませんよ。前回と同じように、県の環境保安課を入れるとか、含めて、第三者機関も含めて、この土地の土壌分析、埋設物の撤去状況、全部明らかにする必要があるんですよ。それを次の議会で報告してくださいよ。そこまで動けませんよ。

○企画監（羽成英明君）

分析結果についても、先ほどのお話ししているとおり、法律上の制限がない中で、任意の調査をやっただけで、そのものについては、確実に確認をさせていただくということです。

○宮嶋 謙委員

監査委員からの勧告で、本当に2万9000平方メートル必要なのか、住民からの意見をよく聞きなさいと。そここのところのコミュニケーションには十分時間を取るようと、そういうような勧告がありました。そうした中で、説明会もなしに進めようとしたので、私たちは説明会をしっかりとやってくださいとお願いをして、1月18日に開催をしていただいたと。

午前中と午後と合計2回開催していただいたんですが、その質疑の中では、ほとんどの時間がやり方がおかしいと、計画を白紙に戻しなさいという意見でしたよね。ですから、勧告に従った説明会で、白紙に戻せという声が大分だったわけなので、そのまま予算化しちゃうというのは、説明会の市民からの意見を無視したことになると思うんです。ですから、勧告が示しているように、しっかりと市民の意見を聞きなさいと。その上で事業を進めなさいということでありましたので、もしこれ以上説明会とか住民の意向を聞く気がないのであれば、この間の説明会の市民の声を聞いたということになりますから、それに従って計画を白紙に戻すしかない、そういう結論になると思うんですね。ですからこの11億円の土地購入の予算については、削除していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○参事（仲戸禎雄君）

今のコロナ禍の中で、監査委員の指摘のありました住民の意向の把握、こういったものを様々な形で進めてまいりました。アンケートですとか、ポスターセッションですとか、ワークショップ、また、住民説明会、そういった中で様々な意見をいただいたとっております。いただいた中で、今回、お示しましたような形で基本設計を進めましたので、今後も整備推進に向けまして、進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどをよろしく願いいたします。

○宮嶋 謙委員

ワークショップで場所の話をしようとしたら止められたんですよね。その話は今回はする場じゃないと。施設の中身の話をしてもらうために集まっていたんで、場所の話、土地の話はしないでくださいと、そういうふうに制止されたという話です。ですから、この2万9000平方メートルが本当に必要なのか、この場所でいいのか、この広さでいいのかという意見を聞いたのは、説明会のときだけなんですよ。この説明では、白紙に戻しなさいという声の方が、相当厳しい声飛んだでしょう。そのときの録音もう一回聞きますか。このまま進めるとは、その市民の声を無視することになりますよ。監査委員の勧告を無視することになる。このまま進めるとは、行政として後々大きな問題になりますので、一度立ち止まってもう一度しっかりと住民の意向を聞く、そういう姿勢を示していただきたいと思えますけれども、いかがでしょう。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時52分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時52分]

土地の件については、宮嶋委員、佐藤委員、設楽委員、矢口委員からの様々のご意見ございましたので、ここで、副市長から答弁をいただきたいと思えます。

○副市長（横瀬典生君）

それでは、お答えをさせていただきます。

いわゆるあそこの土を取って、それを処分しているという状況の中で、どのような内容があるのかということで質問がされました。我々のほうとしては、先ほどから答弁をしておりまして、普通、土地を売る場合、説明責任が当然ありますから、全てのものについて、説明責任が日立側にはあると思えます。それを丁寧にやっていただいておりますので、何ら問題はないというところに行きつくところでございます。

しかしながら、皆様からいろいろと出されたご意見については、そこも斟酌<sup>[n1]</sup>をしながら、丁寧に対応をしていきたいと、そのように思っております。

○櫻井繁行委員長

あともう一点、副市長、宮嶋委員から説明会で出た住民の件がありましたので、その点も含めてご答弁をお願いいたします。

○副市長（横瀬典生君）

宮嶋委員から前にも同じようなお話をいただいたんだらうなというふうに考えておりますが、もう一度内容を斟酌した上で、それぞれ様々なことに対応をしていきたい、そのように思っております。

○宮嶋 謙委員

では、場所の話、土地の広さの話をもう一度練り直すというご答弁でいいんでしょうか、今のは。

○副市長（横瀬典生君）

そう誤解されると困るんですが、間違いなく今現在の状態の中でしっかりとやっていきたい、そのように思っております。よろしく申し上げます。

○宮嶋 謙委員

私がお尋ねしたのは、監査委員が指摘している2万9000平方メートルが本当に必要なのか、あそこの場所でいいのかということをも住民からしっかりと聞きなさいという監査の勧告でありましたので、しっかりと市民から聞いてほしいとお願いして開催された住民説明会でおかしいと、計画は白紙に戻しなさい

という大きな意見が大半だったと。となれば、これ、止めるしかないという結論になるんですね、通常のお話であれば。

それを止めないで、そのまま突き進むということは、監査委員の意見も参加した住民の意見も無視するということになりますので、行政としては大変おかしい話になってしまう。ましてや11億円という大きな金額でありますので、しっかりと市民の声を聞く監査委員の指示に、勧告に従うという姿勢を見せていただきたいというふうにお願いしたんで、そのようにやっていただけませんか。

○市長公室長（木村俊夫君）

私のほうからも一言ご答弁をさせていただきたいと思います。

監査の結果につきましては、土地の購入に関する契約の締結をしてはならないと求められている部分、こちらについては棄却となっております。

監査の中では、施設整備に対する市民の希望を調査するために説明会を開催するように勧告をされてございます。住民説明会においても様々なご意見はいただいたところでございますが、コロナの関係もございまして、そのほかの住民の考え方、意見等を聞くというようなことでポスターセッションであるとかアンケート調査、そういったものを行って、主体的に考えた結果がこういうふうなことになっている状況でございますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○宮嶋 謙委員

アンケートの中で、「場所はここでいいですか」という項目ありましたか。ないですよ。「2万9000平方メートルでいいですか」という項目はありましたか。ないですよ。

それを監査委員の勧告は、土地購入は認めるというふうにおっしゃいますけれども、中身についてきちんと市民から意見を聞きなさいという中身だったんですよ。その上で買うのは問題ないと言っているんですよ。

ですから、市民の意見を聞いて、今の場所で、今の広さでいいよと市民の皆さんと合意取れば、それ、堂々と進めるべきだと思うんですね。私も賛成します、そういうときは。

でも、現状、そういう手続は省いて進んじゃったので、立ち止まって、市民の意見を聞いてくださいという勧告なんです。

ですから、もう2万9000平方メートル買っていいよという内容にはなっていないですよ、勧告の内容は。読んでいただければよく分かると思うんです。そうでないと、このまま進めると、また、住民監査請求を起こされますよと書いてありますから。そこをよく酌んでいただいて、自信がある内容であれば、半年、1年かけて、住民の皆さんを説得して進めることだって可能だと思うんですよ。

ましてや、市長選挙もありますので、どういうふうの方針が変わるか分からないような不安定要素の中で強引に進めるよりは、その後できちんと市民の意見を聞き、新しいリーダーの下で事業を進めるというのがやはりどう考えてもまっとうなやり方だと思うんです。職員さんだって混乱は避けたいですよ。

ですから、そういう方向で、今回の予算は1回取り下げてください、話の進捗によって補正を組んでいただくというような方向でご検討いただけませんか。

○副市長（横瀬典生君）

今おっしゃっているのは、部分的にカットしろというお話だと思いますが、それは全体の中でお決めいただくことであるし、さらに、我々としては、先ほど答弁しておりますし、つまり、丁寧にこれからもやっていくということは間違いございません。

そういった意味からもこの予算そのものはカットするものではないというふうに、現によろしくお願

いをいたしたいと思っております。

○佐藤文雄委員

私が質問したやつ、もう樋田課長も来ているから、それを片付けようよ。

なんか私の質問のほうに先に終えられちゃっているから、それをまずそれから片付けて、あと、まだ徹底して議論すればいいと思うんです。まだ、私、議論したいんで。

○櫻井繁行委員長

まず、購入土地の件というお話でしたので、振ってしまいましたが、改めてもう一度質問をいただければと思います。

○佐藤文雄委員

当初、去年の3月の議会のときに、5000平方メートルを日立に打診をしたと、10月1日。そしたら2万9000平方メートルという話だったんですね。

5000平方メートルという話は、初めて樋田課長から聞いたんですね。私が聞きたいのは、候補地6が5000平方メートルではなかったんですね。見たら、1万1464ですよ。

神立停車場線を挟んで反対側のほうも土地があります。それから、今皆さん分かっていると思いますが、三角部分がありますよね。日立の駐車場じゃない三角の部分、それで合わせて1万1464なんですよ、書いてあるやつは。

ですから、最初に交渉したのは、この日立の駐車場のところ、これが5000平方メートルだったんじゃないですか。5000平方メートルというのはどれを指したんでしょうか、この候補地6。お答えいただけますか。これがまず一つ。

そして、ここには、廃棄物が入っているということは事前に分かっていた。これは今設楽さんも言いましたけれども、平成29年3月2日に起案書があって、日立製作所と廃棄物の処理についての合意書を取り交わすことになった。そのときに、神立停車場線の場所から廃棄物が出たよと、これ、日立製作所のところから購入したところから出ているから、同じように2工区から出たんだから3工区も出るでしょう。じゃ、これは、きちんと交渉しなきゃいけないよと。そのために、日立製作所と合意書を結ばなきゃいけないということなんですよね。ということは、そのときにこの駐車場にも廃棄物が埋設されていると判断すると書いてあるんですよ。

だから、駐車場には、廃棄物が入っているということは認識していたんじゃないですか。もう市長も副市長も判こ[n2]押していますよね。ですから、これを分からないで提案をした。私たちにもその3月の定例議会の議案審査のときは、廃棄物が入っているということは全く言わないんですよ。ということは、提案者がそのことを知っていて黙って提案したのか、それとも知らなかったのか、それをはっきりさせてほしいんです。

○政策経営課長（樋田浩幸君）

まず、現在の候補地が第2候補地ということでございましたけれども、第1候補地がありまして、そちらの候補地とは土地の売買の意向が折り合わなかったために、そちらは購入を断念いたしました。その後この第2候補地というふうに、現在の日立のインダストリアルプロダクツの土地にいったということでございます。当初5000平方メートルと考えていた土地の広さにつきましては、今佐藤委員がおっしゃいましたように、この日立の所有地でありました部分を5000平方メートルとして考えていたところでもあります。

また、埋設物のお話もございましたけれども、埋設物につきましては、この土地を市が所有しようとする土地の隣、今市道になっている部分、都市計画道路部分から埋設物があるということでございまし



たので、出ていたということでございましたので、この現在の社有地については、調査をしておりますので、入っているかどうか分かりませんが、隣にあったということでもありますので、あるであろうかというふうな推察はできるというふうに考えてはおりました。

○佐藤文雄委員

推察はしていたけれども、でも、はっきりと書いてあるでしょう。平成29年3月2日、起案、決裁が3月3日、そこに判断すると書いてあるんですよ。判断したんですよ。

調べないと分からないんじゃないかと、調べようとしなかったんじゃないですか。じゃ、何でそのときにこの問題を、埋設物、廃棄物、建築廃材だよ、これ、建築廃材と書いてあるからね、埋設物じゃなくて。これ、なぜ我々に知らせなかったんですか、議案審査のときに。不動産鑑定も埋設物はないということで、不動産鑑定しているんですよ。これ、立会人もいなかったんですよ、2万9000平方メートルに。これ、何で埋設物、いわゆる建築廃材があるということを私たちに知らせなかったんですかというのを聞いているんですよ。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

その時点で日立インダストリアルプロダクツの所有している土地に埋設物、建築廃材等が埋設されているということは私どもでは分かりかねることです。

また、調査をしなかったということではありますが、購入をする土地で、まだ市の土地になっていない土地でありますので、私どもでは調査はできないかなということ考えております。

○佐藤文雄委員

市が調査したかじゃないよ。だって、もう日立の所有のところから廃棄物が出ているんですよ。ブルミっこの話もしたけれども、ブルミっこも出ているわけでしょう。日立から買った土地から出ているんですよ。

その後、1150万円投入して、一般財源で、廃棄物を取っているじゃないですか。そして、それを日立のほうに仕分けして、日立が処理をします。そういうこともやったじゃないですか。その具体的な内容もこれ、ちゃんと、掘削の状況とか出来高平面図とかあるわけでしょう。

明らかじゃないですか、だって。もう日立のところからあるというの分かっているんですよ。何でそれを分かりません、分かりませんと言うんですか。本当に分からなかったんですか。本当に分からなかった。それだけ確認します。本当に分からなかった、だから、提案をしなかった、そのことはこの議案審査のときに提案をしなかった、あるかないか分からないということだったんですね。確認します。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

現在、住民訴訟も起こされているという状況でありますので、詳細な答弁は差し控えさせていただきますと思います。

○佐藤文雄委員

住民訴訟じゃないよ。住民監査請求じゃないですよ、これは。住民監査請求の前の話ですよ。去年の3月の時点の話をしているんですよ。知っていたんですか、知っていないんですかと言っているんですよ。何で私たちに、知らなかったから報告しなかったということなんですよ。住民訴訟を起こされている、起こさせるようなことをやるから問題なんじゃないですか。住民訴訟やったら、もう全部答えなくていいということなんですか。そんな話ないでしょう。誠実さがいいじゃないですか。ちゃんと答えてくださいよ。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

この時点で、先ほども説明しましたけれども、この時点で市で所有している土地ではありませんので、

そこに埋設物があるかどうかというのは分からなかったという状況であります。

○設楽健夫委員

今、樋田課長は分からなかったと、ただ、道路工事のときに、市長、副市長は決裁印を押している。その内容については確認しているはずですけども、そういう重要な事項が報告されていない。知らなかったではないですよ。副市長、いかがですか。

○政策経営課長（樋田浩幸君）

私に分らなかったというのは、日立インダストリアルプロダクツが所有している土地に埋設物が入っているかどうか、その時点では分からなかったということを申し上げております。先ほどご質問の道路部分から出土したと、発生したというものについては分からなかったということではありません。

○設楽健夫委員

先ほどもこの起案書読ませてもらいましたけれども、廃棄物の埋設状況から筑波ハウス駐車場敷地の広範囲に埋設されていると判断しという報告書が出ているんですよ。そういうような地域の実情を知りながら、そのことを報告しないというのは、全く市民の安全を顧みない、そういうことになりませんか。

○副市長（横瀬典生君）

確かに印鑑が押されている、私が押しましたというところでございますが、何度も何度も言いましたけれども、書類はたくさんありますので全てを覚えているわけではございません。したがって、再度間違いのないように確認したという意味で、今申し上げているところでございます。

そういった段階でございまして、ただ、これがその内容、今手元にございませぬけれども、確かに確認したことは間違いありません。ただし、日立の側にもずっと入っているだろうなという考え方は整理できませんでした。要するに分かりませんでしたというところになります。それは、多分その決裁を押したのを見ても、それでは判断できないと思います。

○設楽健夫委員

この項目については、この起案書、全部見ているわけではない、あるいは覚えているわけではない。ただ、重要な購入物件がそこに課題として提案されている。そのときには、そのことは本来確認すべき内容だというふうに思うんですけども、今、そういうふうにするのであれば、元に戻ってやり直してみてください。いかがですか。

○副市長（横瀬典生君）

随分と違う方向にいったようでもありますけれども、私が申し上げているのは、その廃棄物が入っているというのは、先ほど樋田課長もお話をしておりましたけれども、それは道路の問題のところの話でありますよね。それは間違いのないと思います。そのところで発生したのというところで、ここに道路のところにあつたんだという判断があるわけですよ。しかし、それがイコールで広く広がっているところに全てあるということは、決定的にそれは自分たちで判断できる話ではないというふうに思います。

○佐藤文雄委員

質問に逃げないでよ。決裁文書があるんだよ、この起案書に。何て書いてあるかと何回も言っているじゃないですか。廃棄物の状況から旧筑波ハウス駐車場敷地の広範囲に埋設されていると判断しますと書いてあるでしょう。書いてあるじゃないですか、ここに。

それで、来年度の道路工事にも影響があることから、日立から購入したところは必ず出るから、必ず出るからだよ、出たけれども、その分を合意書を結ぶためによろしいかという起案書なんですよ。

それと同時に、何回も言うけれども、反対側のプルミッコ、あれも補助事業だったでしょう、市の国、県からプルミッコを造るための補助事業あったでしょう。あの土地のところは、一部日立の土地なんだ

よ。そこからも出ているでしょう。それは明らかですよ。それも知っているでしょう、知らないわけではないんだから、工期が遅れていたんだから。プルミッコからも出ているんですよ。

ということは、あの一帯、この道路だけで収まるわけじゃないんだよ。だから、こういうふうきちんと判断しますと断定しているんですよ。それを私は覚えていませんとかというのじゃないですよ。

だから、私言ったんですよ。覚えていないんじゃないよ、忘れちゃいましたとかいうことで逃げるわけにいかないですよ、これ。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時19分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時20分]

○副市長（横瀬典生君）

今のお話をよく聞きましたけれども、当然、私の解釈としては、判断しますと書いてあるところがありましたというところは、そのことは覚えておりますし、分かっていますけれども、必ずしもその候補地となっているところにあるとばかりは限らないというふうに認識を持っていたという、そういう認識があったということだと思います。若干佐藤さんとは違う、ずれがありましたけれども、そういうことです。

○矢口龍人委員

一般質問でお聞きしましたけれども、行政調整会議、それから、土地利用合理化調整会議、これ、開いていないというような答弁でしたよね。確認したいと思います。

○市長公室長（木村俊夫君）

土地利用合理化調整会議、こちらにつきましては、今現在まだ開いてはございませんが、これにつきましては、民間が土地を開発したり、そういったことで方向性を見極めるといった形で会議調整をするものでございます。

今回条例上ございますが、新たな公園を造るであるとか、そういった場合には、土地の購入ができて、方向性が決まった時点で、どういうふうな使い方、どういうふうな土地を活用していくのか、そういったものについて協議をしていくような形になると思います。

○矢口龍人委員

一般質問を聞いた行政関係の人が私のところに連絡くれて、かすみがうら市の公室長さんはちょっと考え方違うんじゃないですかというようなお話がありまして、私、どういう内容かなと思って、政策経営課から資料取ったんですけども、そうすると、この行政調整会議というのは、市の合理的土地利用の推進について総合調整を図るためという目的なんですよ。

それから、この土地利用合理化調整会議は、市行政運営の推進に対し、部、局間の連絡を密にするとともに、法律的な行政執行を図るためというような目的なんですけれども、今お答えになった内容と違いますよね。認識ですか、それが。

○市長公室長（木村俊夫君）

その資料請求にいただいたものに回答している合理化調整会議と行政調整会議、その目的が、大変申し訳ないですが、入れ替わっておりまして、行政調整会議については、行政の内部での調整を行うもの。土地合理化調整会議については、土地の合理化、そういったものに関しての調整会議を行うといった内容でございました。

こちらについては私も先ほど見ていまして、目的がちょっと差し違っていたようなものでございませ

たので、この場をお借りして陳謝いたします。申し訳ございません。

○矢口龍人委員

その今の答弁だと、要するに今後、出来上がってから、やるような話なわけですよ。だけれども違うでしょう。そうじゃなくて、今、副市長も樋田課長もそうですけれども、結局、もっともつとしっかりと庁内でもって議論を重ねた上で、この土地を購入するにしても、目的とかいろんな面を調整するのが、私は行政調整会議だと思うんですよ。

全く、だから、土木との関連もそう、廃棄物が出ているのは都市計画でやっているわけですよ。それもちょうと土地合理化調整会議にかければ、こんなところにごみがあるよ、産廃があるよ、この土地購入するときどうしようか、そういう協議になるんじゃないですか、普通は。それが私は行政運営だと思うんですけども、副市長、どうですか。

○市長公室長（木村俊夫君）

土地利用合理化調整会議につきましては、市内の土地の有効活用というようなことで、例えば民間の開発が入った場合には、それを間違った方向で使われないような形で調整をするといった会議でございますので、今回複合交流拠点の土地の利用、そういったものにつきましては、一応条例上、公園とかなんかも調整をしましょうということになっていきますんで、それは方向づけが決まった、絵が描かれた時点で、本当にこれでいいのかどうなのかという調整はさせていただきます。

ただ、この複合交流拠点の土地を購入するとかにつきましては、庁議であるとか、そのほかの計画、そういったものでもございますので、それらについて、基づいて行うというような形になるかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○矢口龍人委員

それは公室長の見解であって、本当にその市ではしっかりとやっぱりかけているというような話でしたよ。そこでもってそういう新規事業なんかに対しては、特に慎重に進めるためには、こういう調整会議の中で庁内でもって一本化していくと。

それが、本当に残念なことに、去年の3月の議会のときもそうだったけれども、都市整備課が知らないで、樋田課長のところだけが知っていたというか、あとのよその課はみんな知らないんですよ、そういう状況だったんですよ。だから、本当に庁内でもって一つになって、この大きな事業を完成させるんだという、そういう意気込みというか、そういうのが足りないんだと思うんだよね。だから、すごく残念なんですけれども、その辺はどうなんですか、お答えいただけますか。

○市長公室長（木村俊夫君）

今回の複合交流拠点、一般質問でもご答弁申し上げましたが、スマートインターでありますとか、様々な事業、市長の公約として行っておりまして、調整をするというよりも、市の方針として市長が定めたもの、これについてはその目的に沿った内容で事業のほうを進めていくというようなことになってございますので、ご理解のほどいただきたいと思ひます。

○設楽健夫委員

戻りますけれども、この調査報告については議会に報告をしていただきたいと、先ほどちょっとはつきりした形ではなかったにしろ、答弁ありましたけれども、この点については、しっかりと確認をお願いします。

○市長公室長（木村俊夫君）

土壌分析の内容ですよ。それは、日立さんのほうとも確認を取っておりますので、出せる範囲で出せるような形で。

○設楽健夫委員

行政がどういう観点でどういう調査をしたのかという報告、全部どこまで報告できるか分からないにしても、報告はしてくださいというふうに話をしたんですよ。日立が報告書を出すから、それをそのまま議会のほうに報告しますので、それでよしという形での質問じゃなかったんですよ。ちょっとすり替えないでください。

○企画監（羽成英明君）

埋設物撤去に関しましては、こちらの立会い報告なりのものを報告していきたいと考えています。

あと、土壌調査については、日立さんとの協議を進めながら、その中で出せるものはお出ししていきたいと考えています。

○設楽健夫委員

それで、私はこれで最後にしますけれども、監査の指摘事項について、先ほどから何人かの人からもありましたけれども、用地面積の件、これは監査指摘事項としては2番目に書いてありましたけれども、5000平方メートルで、特にこの用地面積の5000平方メートルについてもしっかりと意見を聞いていく必要がある。それが一つ。

もう一つは、図書館機能を中学校別に見た場合という記載があります。霞ヶ浦中学校にはあじさい館が1127平方メートル、千代田公民館に85平方メートル図書館機能があり、下稲吉中学校区内にはない。下稲吉中学校区に図書館機能をどの程度の規模で整備すべきかは、その施設を利用する市民ニーズに従うべきである。しかし、説明会の中で、この問いかけはなかったと。こういうことも含めて、再度しっかりとこの指摘事項については確認作業をお願いしたい。

先ほどからありました4番目には、果たして2万9000平方メートルは、かすみがうら市の財政状況からして、適切であるのかどうか、そういう指摘事項も中に書かれています。そして、説明会を開催してくださいという中身があったわけですから、この点については、監査の指摘事項について、FMのほうでもしっかりと精査をしながら、あるいは監査のほうとも精査をしながら、6月の報告については臨んでいただきたい。

○参事（仲戸禎雄君）

まず、2万9000平方メートルの必要性の問題でございますが、こちらにつきましては、複合交流拠点のみならず都市公園、そういったものも含めての課題でございますので、当然必要というふうな認識でございます。図書館の規模等につきましてもワークショップなどの中で、この導入機能と、またその規模といった形の意向をいただいて決定している内容でございます。

あと、財政状況につきましては、我々のほうではお答えできませんので、その他もろもろ6月議会での報告に向けては進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

私どもの財政規模でというお話がございましたので、私のほうでお答えさせていただきます。

確かに、財政力指数といたしましては0.61という指数でございます。でありますからこそ有利な財源を今回活用して進めていきたいということを考えてございます。立地適正化計画も策定していただいておりますので、その中で、都市構造再編集中支援事業、ここからの補助金をいただきまして、通常でありますと40%の補助金であります、50%の補助に10%乗せて補助をいただくというような内容で考えております。私どもの財政力であるからこそ、有利な財源を活用してまいりたいと考えている所存でございます。

○設楽健夫委員

財政力指数が0.61であるからこそやるんだと、本末転倒ですよ。かすみがうら市は過疎ですよ。放置してきたのは誰ですか。財政力がそういうふうになっているとするならば、そういうところを全般を見渡して、俯瞰して、そして、財政担当者は考えるべきですよ。安易に0.61であればこそやるんだと、そんな答弁はないと思いますよ。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

私が申し上げましたのは、財政力指数が0.61であるからこそ有利な財源を活用するということを申し上げさせていただきました。

さらに、過疎のお話もございましたが、過疎であるからこそ、魅力あるまちづくりをしなければいけないと私どもは考えております。

今回の複合交流拠点をはじめ、様々なまちづくりを進めていきたいと思っております。水辺の自然の整備、さらには、森林の環境整備、それも含めて、都市公園も全て含めて魅力あるまちづくりにつながっていくというふうに我々考えておりますので、目の前のことだけ見て判断しているわけではございません。

○設楽健夫委員

今の発言は撤回してもらいたい。

目の前のことばかりだけを見て発言しないでくれ、そうじゃない、そんな簡単なものじゃないですよ、15年間の結果ですから。この議論は違うところの議論になりますんで、ここの監査委員が指摘したように。

○櫻井繁行委員長

そうですね、今回の11億円のほうの予算に対しての質問ということで広がっていきますので、まちづくりにまで入ってしまいますからね。

○設楽健夫委員

そうです。予算に対して。

そこに限って話をしてください。

加固監査委員もそういうふうに申しておりますので、よろしくお願いします。

○櫻井繁行委員長

設楽委員の熱い気持ちはよく伝わったと思いますので。

そのほかございますか。

○矢口龍人委員

公共施設等マネジメント推進委員会は所管だよな。

この委員会の構成と内容を説明していただけますか。

○企画監（羽成英明君）

こちらの委員としては、条例上は大学の教授であったり、設計士などの委員及びあと住民代表の組織の代表の方と、住民代表の方がお2人が公募の方で構成されている委員会でございます。

昨年の7月に会議を開きまして、公共施設マネジメントの個別計画のほうのご意見等をいただいている状況でございます。

○矢口龍人委員

それで、この会議で公共施設用地の借地の取扱い等の審議はしていないんですか。

○企画監（羽成英明君）

その委員会の昨年度、令和3年中に実施したものについては個別計画のご意見をいただくというよう

なことでございました。ただ、その個別計画の中には、今現在にある課題であるとか、そういったものについて、こういう説明をさせていただいて、そういう借地についての解消についてのご意見等もいただいている状況でございます。

○矢口龍人委員

私も平成28年の6月の議会で質問したのが最初だったんですけども、もうあれから随分たっているんですけども、ほとんど解消されていないんだよね。5000万円というのが一つの目安だったんですけども、借地料。現在どのようになっていますか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時39分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時40分]

○参事（仲戸禎雄君）

議員ご指摘の以前の5000万円という数字は公共施設等マネジメント基本計画の中での借地料ということで、当時、全体の使用料及び借地料が6247万円のうち、4779万円が土地の借地料という平成26年当時のデータでございます。

現在令和2年度の決算のデータでございますが、約4022万円ということで757万円、15.8%ほど減になっている状況でございます。

○矢口龍人委員

それで、その公共施設用地に占める借地の割合はどのぐらいなんですか。

○参事（仲戸禎雄君）

私どものほうでは、その借地のデータしか持ってございませんので、申し訳ございません。データを持っていませんので、分かりません。

○矢口龍人委員

それで、そのマネジメント計画の中で、その借地を解消していくというのが当然だと思うんですけども、ほとんど、だから今言ったように700万円ぐらい改善されたということなんでしょうけども、だから、今後のスケジュールなんかもちんちんとやっぱり示すべきだと思うんですよ。

○参事（仲戸禎雄君）

矢口委員からは、こういった借地の問題を度々いただいております。それで、以前にもお答えしましたとおり、基本的に借地のほうにつきましては、契約期間終了後は返すのが基本と。ただ、その必要性とか、利活用の方向性によって、継続して借りなければいけないとか、取得していくとか、そういった方向は検討は必要だというふうには考えております。

○佐藤文雄委員

まだ、複合交流施設のところが終わっていないんで、これ、説明してくれたでしょう。まず、前段で、11億円のお話は廃棄物が入っていないかという問題で今分からなかったということになってしまったんですが、この、でも、去年の5月31日の合意書では、不動産鑑定を改めて再度やるというふうになっているんですよ。これ、時点修正じゃないんですよ。これ、記載違うんじゃないですか。その合意書とこの時点修正は違うんじゃないですか。いかがですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時43分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時50分]

○企画監 (羽成英明君)

時点修正ということで、一度やったものですが、そちらの内容についての新たな時点での鑑定を行うと言うような内容でございます。

○佐藤文雄委員

ちゃんと質問聞いてよ。

合意書では再度鑑定をすると言っているんだよ。時点修正じゃないんですよ。だから、この時点修正の委託じゃおかしいんじゃないですかと言っているんだよ。同じ答えじゃおかしいんじゃないですか。私の質問に答えてないよ。時点修正じゃないでしょうと言っているの。

○企画監 (羽成英明君)

名称については時点修正という名称だと思いますけれども、内容としては、その時点の鑑定評価を行うというようなことで考えています。

○佐藤文雄委員

しょうがない。これ以上言っても同じ答えだと。

それで、建物なんだけれども、この説明のところで、2270平方メートルに増えましたよね。住民説明会でも言われたんですが、ポスターセッションだとか、いろいろそういう要求すれば、どんどん大きくなっちゃうよというようなことを発言した人がいましたよ。でも、基本的には2階建てという構想もあったわけでしょう。これ、わざわざこのなんかペンタゴンみたいに、2270平方メートルに何でしたんですか。

2階建てがあたかも高くなるみたいなこと言っているけれども、1.02と言わなかったですか、1に対して。じゃ、1というのは、金額が幾らなんですか。9億円だったよね、当初は。9億円のこれ、1.5倍ですか。これ、書いてありますか。

○企画監 (羽成英明君)

全体の工事概要については、今、業務委託中でやっておりまして、同等の内容のものを2階建てにするとすると、杭の部分の減少等はあると思いますけれども、そのほかのもので造らなくてはいけないものがございまして、トータルでは金額の増になるというようなところでございました。

○佐藤文雄委員

でも、2階建て1.02だよ。最初の構想が、令和2年の3月に出ているやつ、あれ、2階建ての構想、非常にすばらしい中身だったと思うんです。こういうペンタゴンみたいにこっちとこっちとこっちとこっちで、下稲吉小学校みたいに迷路になってしまうんじゃないですか。やはり一体的の造り方のほうがやっぱり合理的だと思いますよ。いかがですか。

○企画監 (羽成英明君)

その平屋建て、2階建てについては、今画面にもありますとおり、表示させていただいたとおり、幾つかのいい点、悪い点が当然あると思いますけれども、利便性であるとか、避難性とか、丸がついているような必要地耐力とか、そういったところを特に重視いたしまして、その部分で、そのほうが、平屋のほうが使い勝手がいいんじゃないかというようなことから、平屋建てのほうを検討してまいりました。

○宮嶋 謙委員

これ、土地の利用効率のことが条件に入っていないんじゃないですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時55分]



○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時55分]

○企画監 (羽成英明君)

こちらの比較表でいいますと、一番上の敷地有効性というところで、2階建てとすることで敷地を有効に利用することができるというようなポイントのところは、2階建てのほうが敷地に対しての建物の床面積からすれば、有利かなというところの点数としてはなっている状況でございます。

○宮嶋 謙委員

それ、土地代金の金額の比較の中にも土地の代金として計算が入っているんですか。

○企画監 (羽成英明君)

土地の今回の購入としましては、公園と敷地の部分の両方を合わせた面積の購入になってございまして、それぞれ施設の部分とか、公園の部分というのでは、それぞれの割合としては定めますけれども、全体としての購入というようなことで考えています。

○宮嶋 謙委員

建物のコスト比較の中に、土地の代金の部分も入っているのかどうか、聞きたいんですけども。

○企画監 (羽成英明君)

建物の部分だけになっております。

○宮嶋 謙委員

コスト比較の中に、土地代金を含めて比較するとどうなりますか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時57分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時59分]

○企画監 (羽成英明君)

今回の計画といたしましては、建物の敷地の面積と建物については平屋建てであっても2階建てであってもその範囲で入る中で建物を想定してございまして、施設の分の敷地の増減というのはそれほど考えてございません。

○矢口龍人委員

この建物の床面積が2,300平方メートルになりますよね。そうするとおのずと工事金額が上がると思われますよ。そうするとこれ9億円というのは1,500平方メートルで9億円だから約200万円なんですよね。坪で、今度この2,200平方メートルになると700坪になるので、14億円ぐらいになるんですよ。これ9億円から14億円になって問題ないんですか。補助金は優遇されているやつもらえるんですか。

○企画監 (羽成英明君)

今現在作業をして工事費を出しているところとございまして、仮に増える場合については協議していく必要があるかと考えています。

○矢口龍人委員

財源を教えてください。

○企画監 (羽成英明君)

財源は当初の補助金のとおり、都市集中再編補助金でございます。

○矢口龍人委員

14億円になっても同じパーセンテージで出るということですか。

○企画監（羽成英明君）

事業費としましては、今回の事業そのものとしては公園部分と建物の部分と両方での補助金でございまして、まだその公園分と建物部分と総額での工事費が出ていませんので、その中で対応できるものと考えてはいるんですが、工事が増えた分についてどの辺まで増加するのかというのはこれから今報告書の中でまとめていくところでございます。

○矢口龍人委員

26億円の40%が一般財源ですよ。確か。60%と言ったんですよ。そうすると10億円でしょう。だからその割合が今度5億円増えると31億円になるんですよ。いずれにしても一般財源の持ち出しが多くなると思うんですよ。大丈夫なんですか、これで。こんな井勘定みたいなことをやっています。財政力のほうは。

○企画監（羽成英明君）

今回の全体工事のいたしましては、補助金とそのほかに一般財源ということで、その部分については起債の充当を考えてございます。またその起債の中では、今いる方とあと将来その施設を利用する方にご負担いただくということで、財源を確保していきたいと考えています。

○川村成二委員

今回の複合交流施設の建設ですけれども、立地適正化計画に掲げた目標実現のために作成されました都市再生整備計画を停滞することなくやはり進めることが必要だと思っておりますし、今回のこの複合交流施設拠点整備に関連しては、私たちの知る限りでは多くの市民が早期実現を望んでいるという声もあります。そこでお伺いしたいんですけれども、2万8000平方メートルという広い土地を有効活用するわけですけれども、この先の10年、20年を考えたときに、脱炭素だとか再生可能エネルギーの活用、そういったところも考えていく必要があると思いますけれども、今回のこの施設に関してはその辺の対応については何か考えているのかお伺いします。

○企画監（羽成英明君）

今回の内容であれば、太陽光の関係のものの災害時に使えたりとか、そういったことについては考えてございます。

○川村成二委員

そういった世の中の情勢に応じた対応もしているということもやはり明らかにしていって、市民の暮らしに参考になるというか、参考になるというような施設だということをぜひ公にしていってほしいと思います。

あと建物が今回当初2階建てだった計画が今回1階の平屋になったということですが、複合交流施設ですが、直近のコロナ禍ということから考えれば、2階建ての施設よりは平屋で広範囲に敷地が取れることのほうが、この先の現状とこの先を考えたときに有効な施設ではないかなと私は思うんですが、その辺についてはそういった考えはあったのでしょうか。

○企画監（羽成英明君）

今回の施設については当然コロナ禍の状況でございまして、出入口付近に衛生対策の部分であるとか、あと枠組みとして各部屋ごとのものについてはある程度の部屋をそろえまして、部屋の面積もそろえた中で定員を絞った運用をできるとかというようなことでも考えてございますので、そういったところについては、また実施設計の中でも担当課となる部署と併せまして、よりよくなるように進めていきたいと考えています。

○川村成二委員

コロナ対策を考えた場合、この平面図を見る限りでは各ブロックのところでコロナ対策の措置が取られていないように思うんです。例えば、手洗い所だとかは各ブロックごとにやはり必要ではないかなという気がしますので、そういったコロナ対策はしっかり考えていくべきだと思いますので、ぜひそれは組み込んでいただきたいと思います。

加えて確認したいんですが、先ほど施設の諸室概要2,270平方メートルの内訳が資料で提示されておりますけれども、当初の予定に対してアンケートやポスターセッション、またワークショップ等で市民の意見を聞いて増やしたスペースというのはどの程度あるのか、教えてください。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時08分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時09分]

○企画監（羽成英明君）

カフェの配置であるとか、公園の南側のところで公園を眺めることができるフリースペースであるとか、あとは可動式間仕切りにより空間づくりということで、利用形態を望む声に対応してございます。また、施設と公園を一体的に利用したということで、当該施設ミーティングルーム等の南側の部分については開閉などをすることによりまして敷地の公園と一体的に利用できるようなことで考えてございます。

○川村成二委員

具体的に当初1,500平方メートルというスペースを考えていたと思うんですけれども、そのプラスアルファ部分は何平方メートルあるのか。それによっては、当初の目的から市民の意見を聞いてスペースを広く取れた。ましてやコロナ対策等も考慮して、平屋で建物を設計しているということが言えると思うんです。そういった点での整理は必要だと思います。いかがでしょうか。

○企画監（羽成英明君）

主にでありますけれども、図書スペースの部分については、図書スペースであるとか学習スペースというのを一体的に見れば面積的には500平方メートルぐらいの面積を確保してございますし、あとはカフェスペースについても200平方メートル弱の部分などを想定しています。あと多機能に使えるとすれば、ミーティングルーム等をトータル面積として増やしているような状況でございます。

○川村成二委員

それはいただいた資料で分かるんですよ。1,500平方メートルと比べて、今回2,270平方メートルありますけれども、プラス770平方メートルは市民要望によって増えたものであれば何ら問題ないわけですよ。そういった点で、やはりこのような状況になったということは担当部局としては整理すべきだと思いますので、今すぐその数値は出ないと思いますが、整理していただいて、そこが市民の要求によって応じたものあるいはコロナ対策によって加味したもの、そういった世の中の情勢を加味したものだという整理はされるべきだと思いますし、それが説明できれば我々としても執行部の考え方には賛同できるわけですよ。ぜひそういったことの検討、整理をしてください。

○企画監（羽成英明君）

そういったものについて整理して示していきたいと考えています。

○川村成二委員

特にこの外観パース図を見ると、この外観パースが神立停車場線の脇にどんと構えて、かすみがうら市の目玉になるのはもう目に見えていると思います。これはもう魅力あるまちづくりのプラスになるこ

とは確かですので、しっかりした信念を持って整理をして、対応を進めていっていただきたいと思えます。これは要望です。

○櫻井繁行委員長

それでは要望ということで、企画監よろしくお願ひいたします。

○宮嶋 謙委員

多くの混乱を避けるために土地の購入を6月ではなくて9月でお願いしております。この3か月後ろにずらしていただくことで、何かまずいことはございますか。9月でいけない理由があったら教えてください。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時13分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時14分]

○参事（仲戸禎雄君）

これまでも何度かご説明をさせていただいております。当室のほうでは与えられた事業を粛々と進める立場でございますので、当初の予定どおり進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○宮嶋 謙委員

FM推進室で答えられないのであれば、答えられる方にお願ひしたいんですけども、6月ではなくて9月でも十分間に合う事業だと思うので、9月でまずい理由があれば教えてください。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時14分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時14分]

○副市長（横瀬典生君）

ただいま9月頃でよろしいのではないかというお話でございました。

仲戸参事のほうで説明を若干したと思いますが、基本的にはいろいろな新しい施設でございますので、市民の皆様には早い段階から使っていただけるように努力をしていきたいというふうに思っておりますので、なるべく早く今ご提案のあった9月ということではなくて、手前にできるだけ進めていきたいというふうに思います。

○設楽健夫委員

先ほどの川村議員の質問の中で、当初2階建てという話がありましたけれども、私の記憶では1階建てのパス図というか説明図があって、その一方で2階建てのパス図も実は準備されていたということは後で分かったんですけども、今2階建てから1階建てにコロナの関係も含めて移したとするならば、その経緯を我々にも具体的に説明してください。今私びっくりしているんですけども。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時16分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時18分]

○政策経営課長（槌田浩幸君）

昨年パス図として出させていただいたのは私ども政策経営課でありましたので。

最初に出しましたのは1階平屋のパース図を提出したというふうに記憶しております。今の形になった経過としては、基本設計をやっておられますので、その中で今の形というふうになっていったというふうに理解しています。

○設楽健夫委員

今までの経過、今1階建てのパース図を示したというふうには話されましたよね。一方で、市長公室のほうで実際は様々な場所の調査含めて、様々な調査をして、そして1階建ての場合は幾らでできて、2階建ては幾らの試算でということを出していた、業務報告書がありましたよね。どこでどういうふうに公にされているか分かりませんが。

それで、今までの経過をもう1回ちょっと整理して出していただけますか。途中で2階建ての構想がどこかで出ていたとするならばそれは出ていたでも、その経過ですから。先ほどの質問の中でそういう話が出ていましたから。

○櫻井繁行委員長

それでは、そちらの経緯については資料を提出、できる範囲ということによろしいですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

その経過をこちらでまとめさせていただきます、提出をさせていただきます。

○川村成二委員

ちょっと私の発言で誤解を招いているかもしれませんが、私が2階建て1,500平方メートルというのはこれまでの皆さんの発言の中で出てきた数字を捉えて発言させていただいていますので、それを当初と言ったことが誤解があったかもしれませんが、1,500平方メートル2階建てということに対しての今回の提示資料に対する質問でしたので、そこはそのような理解をお願いします。

○櫻井繁行委員長

分かりました。

それも踏まえて、経過出せるもの、これは政策経営課になるんですかね。よろしく願いいたします。

○設楽健夫委員

経過のほうについては、今の発言もありますから混乱のないように、どういう経過でここまできているのかということをお願いしたいと思うんです。説明会の中でもあじさい館と同じような図書スペースをとというのは何回も私も聞きました。市民の中から。何で生活者の中心地にこういう施設を造らないんだと。あんな外れに何で造るんだという話も様々な人から聞きました。この点については、やはりしっかりと1度立ち止まって再検討をしていくことが必要だなというふうには思っています。そういうことを含めて、今までの経過について報告をお願いします。で、加えますと、業務報告書は議案審査のときに今までの経過という形で時系列的に報告書が出されましたよね。そこには業務報告書は載っていませんでした。そういうことを含めて、経過報告をしっかりと出していただきたいということはお願いです。

○櫻井繁行委員長

分かりました。それでは、要望ということで承らせていただきます。

そのほか、なきようですのでこの辺で質疑を終結させていただきます。

次に、議案第20号 財産の貸付けについてを議題といたします。

公共施設等マネジメント推進室から、特に補足説明等はございませんか。

○企画監（羽成英明君）

それでは、説明させていただきます。

議案集95ページ、議案概要書45ページをご覧ください。

議案第20号 財産の貸付けについてということで、財産を下記のとおり減額貸付けするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

旧佐賀小学校については、優先交渉権者、運動会屋を令和3年8月に決定し、同年10月に基本協定書を締結、同年11月5日地域説明会を開催し、賃貸借契約に向けて協議をまいりました。

また、議案集95ページ及び議案概要書45ページについては、2月24日の全員協議会で説明をさせていただきましたので、当室から提出しております議案第20号に関する補足説明書で説明をしたいと思います。

こちら、旧佐賀小学校利活用に関する賃貸借契約についてで説明をいたします。

1 ページをご覧ください。

1、賃貸借物件について。

土地、坂2025番地1外34筆、地積2万2811.56平方メートル。

建物、11棟のうち貸借の希望の有無の欄の丸符号がついているもの6棟を貸借物件といたします。

2、賃貸借業者。

株式会社運動会屋。

3、賃貸借期間。

令和4年4月1日から令和14年3月31日の10年間。

4、賃貸借の額といたしまして、年額100万円というように考えております。土地分で100万で、建物分は0円。

5、賃貸借額についての考えということで、賃貸借業者の事業者提案型の公募要項の内容といたしましては、地域活性化への貢献など事業内容を特に重視して優先交渉権者を選定。

そのため、予定価格の設定はなく、土地や建物等の貸付価格は、応募事業者において希望する価格を提案すること。

貸付価格については、事業者提案の希望価格を基に、取引価格等との比較を行い、当市と優先交渉者において協議すること。

現状有姿での貸付けとなり、建物の改修費は、事業者の負担とすることとございます。

2 ページをご覧ください。

(2)といたしまして、賃借料の検討ということで、優先交渉権者からの提案額は、賃借料年間で100万円とございます。

廃校にかかる経費といたしまして、維持管理費として令和2年度実績で114万円。

施設解体見込みといたしましては、旧下大津小学校の例により約2億円が見込まれます。

現状有姿での賃借のため、建物の改修費、修繕費は事業者が負担すると。

土地約403万円、家屋約220万円で合計623万円というようにことです。

次のページをご覧ください。

10年間の適正な価格ということの比較でございますが、適正な価格として算定するものといたしましては、10年間分としてこちらのほうで算定をいたしました。

かすみがうら市公有財産規則、かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例等の規定によりまして、土地につきましては固定資産税の評価額の100分の4の掛ける10年分ということで、4030万円。

家屋につきましては、建築年額から耐用年数から経年額を引きまして、100分の6掛ける100分の110の10年間分で1070万8291円ということで、1年ごとに経過していくため、前のページの今後10年間の家

屋の適正な賃借料の見込みを算定いたしました。合計で5100万8291円ということです。

こちらの表ですと、収入といたしまして土地の賃借料で100万円を10年間で1000万円、市の経費の減少分ということで改修費ということで、前のページにあります数字から1500万の事業者負担で改修を予定してございます。

また、維持管理につきましては、先ほどの1年間の114万円の10年間分で1140万円ということで、こちら合計で3640万円。

差額のAから5100万8291円から経費分のBとして3640万円を引きまして、1460万8291円で、この金額は10年分でございますので、1年分とすると1年間で146万8291円というようなことになります。年額で146万8291円の不足となりますが、地域住民の雇用をすることや担当者が市に移住すること、観光事業との連携が可能な事業と判断し、賃借料の年額100万円と考えてございます。

また、6といたしまして、地元への貢献度ということで、地域特性ということで地元農家と連携した収穫プラン、サイクリング等の組み合わせたプランを考案すること。

飲食スペースを設置し、地元食材での料理の提供。

地域活性化ということで担当者の移住と、地元雇用により税収の増加。

飲食スペースを地域の人も気軽に立ち寄れるフリースペースとして開放すること。

あと教室を改修し、地元食材直売所を設置。

雇用の創出といたしまして、事務スタッフ、テント、会場設備のスタッフを常勤で雇用すること、イベントスタッフをアルバイトで雇用すること。

また4ページでは、防災対応ということで、有事に校舎を提供すること。

あとサバイバル研修や火起こし体験等のできるチカラを育むプログラムを実施しまして、実施すること。

あと災害に備えた従業員の訓練等の実施でございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

こちらにつきましては、旧佐賀小学校跡地の利用計画（概要）ということで、こちらの内容といたしましては会社、運動会屋のほうでこういう計画がありますというような内容の記載でございます。

1、会社概要としまして、記載のとおりで、株式会社運動会屋。

2、活用概要といたしましては、対象者、来客対象者といたしまして、ファミリーやキャンプの初心者とする一般利用者として年間で2,300件を見込んでいます。職場研修や福利厚生を目的とする法人団体の利用者で、年間10件ぐらいを見込んでおります。

キャンプ場につきましては、グラウンドを主に使いますけれども、キャンプもバーベキューも手ぶらで身一つで楽しめるキャンプ場ということで、テント、寝袋、椅子、テーブル、たき火台、ランタン、調理器具等をレンタルすることを考えています。また、テント等備品の持込みも可と考えています。

3といたしまして、グラウンド共有スペースでは玉入れや綱引き、バドミントン、キャンプファイヤーなどの企画を考えています。

4といたしまして、イベント広場、校舎につきましては、オンライン配信スタジオの設置ということで、SNS動画配信者が動画を作成し、編集、配信できるスタジオ。

あとイベント開催の貸室としましては、UIJターン希望者と地元農家の交流運動会のイベント、出会いの場を創出する婚活運動会イベントの開催を計画してございます。

また、教室を利用した特別体験ということで特別教室の利用もございます。

また、6ページをご覧ください。

6 ページで今後の展開ということで、校舎等の改修状況や地元の方の連携に応じて進めていくとして、宿泊施設としての教室の利用。

2 として地元食材直売所の設置。

3、飲食スペースの設置などを進める予定です。

4 として、今後の展開ということで、(1) 令和4年4月にキャンプの利用者を募集して、ホームページ等開設。

今後の予定ということで令和4年4月のキャンプの利用者募集、あと令和4年5月にはプレオープンということで、グラウンド部分についてのオープン、令和4年6月にはメニューを構築しまして令和5年にはキャンプ場の宿泊の簡易スタート、令和6年にキャンプ場浴室の設置で完全オープンというような進み方を計画している内容です。

事業収支については記載のとおりです。

また7ページ、雇用の計画がありまして、あと佐賀小学校の利用プランは記載のとおりです。

8 ページをご覧ください。

こちらが全体の位置図的な内容でございまして、グラウンドの真ん中には中央にグラウンドの共用スペースをつくりまして、周りのブルーの部分につきましては30区画程度のを8メートル掛ける12メートルの区画を1区画といたしまして、おおよその想定範囲としましてはテントを設置して横に車などを置いて、グラウンド側の共用スペースに向けて椅子、たき火等を実施するというような計画でございまして。

次のページ、9 ページをご覧ください。

9 ページにつきましては、議会で議決いただいた後に相手方と賃貸借契約をする案でございまして、こういった契約書で、案の下で進めていきたいと。

10ページをご覧ください。

こちらの10ページで賃借料で、年額。第2条で年額100万円ということで、あと11ページお願いします。

賃貸借期間は、3条ということで令和4年4月1日から令和14年3月31日までとするということとなっております。

全体でいたしましては、16ページまでの契約書の案となっております。

この内容で市議会の議決をいただいた後に契約書を締結いたしまして、令和4年4月から事業を進めてまいりたいと考えています。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、公共施設等マネジメント推進室に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

かなり大規模な計画がされているんですが、利用料なんかはどのようになっていますか。今現段階で利用料分かりますか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時35分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時36分]



○企画監（羽成英明君）

キャンプ、全体の工事費等のほうがまだ未確定でございますが、一応キャンプサイトの利用料としては4人乗り用で1サイト8,000円程度で、また備品などのレンタルも含めると1万2000円程度を今のところの予定は考えているようでございます。

○宮嶋 謙委員

もしかして説明があったかもしれませんが、賃借料として100万円が市に入ると。使う建物と使わない建物がありますけれども、使わない建物の部分とかそれが建っている周辺の維持管理とか、市側がお貸ししている間の市側の費用負担というのは何か発生するのでしょうか。

○企画監（羽成英明君）

お貸ししない部分については、電気等の設備とかがございませぬので、その部分についての費用負担とかがなくて、通常その敷地の中に運動会屋さんがいらっしゃいますので安全管理等のものについては見ていただくというようなことで考えています。

○宮嶋 謙委員

特に市のほうで毎年お金を使うようなことはなくなると。10年間は。そう考えていいのでしょうか。

○企画監（羽成英明君）

そういうことはないです。またその、お貸ししていないもので壊れてしまったとかそういう事情があればまた費用はあるかもしれませんが、通常の中ではないと考えています。

○宮嶋 謙委員

あと避難所としての機能というのはどうなりますか。

○企画監（羽成英明君）

避難所のところについては、今業者等のこちらの内容でも今のところは使うというようなこととか、提供いただくというようなことで考えてございまして、ただその実際どのような運用とかというのは危機管理課のほうでございませぬので、その部分についてちょっとこちらではなかなか。ただ業者としては提供いただけるような方向でいます。

○設楽健夫委員

1ページの使わない施設のバツテンがついているところありますよね。屋内の運動場から空調機械室。これどうするのかという、説明あったのかもしれませんが、その次のページに、施設解体費で旧下大津小学校の例により2億円というふうに書いてありますけれども、10年間分で1000万円を解体費に充てるという記載がありますよね。この辺、使わないところは、今の宮嶋委員からの質問とも兼ね合いますけれども、ここどうするのかなと思って。

○企画監（羽成英明君）

この費用については、先ほどの補正予算の減額の中でもご説明したとおり、使用料として上がってきたものについては、その額を収入して基金に積み立てるといったことがありますので、そのように従って、ここで上がったものを将来の解体なり公共施設の整備の費用として考えているところでございます、それで、使わない部分についてはそのまま、当面は状況を見ながら、解体する必要があるのであれば、そのタイミングで解体する必要があるかなと考えています。

○設楽健夫委員

そうしますと、体育館とかも相当傷んでもきているということもありますけれども、それは市が管理しながら適時判断していくと、この運動会屋さんとかと相談しながらというふうにして、今後、賃借料が入ってきますから、その兼ね合いの中で整備していくというふうにしてよろしいんですか。

○企画監（羽成英明君）

4月から賃借が始まりまして、営業が実際始まるわけでございますので、そのスケジュールとかそういったのも調整したり、騒音であるとかいろいろなこともございますので、端的にいつと言うことはできないですけども、協議しながら検討していきたいと考えています。

○櫻井繁行委員長

ほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで、先ほど申し上げました議案第13号、環境保全課の、昨日、宮嶋委員の質問の中で霞台の負担金の内訳についてということで資料請求ございました。担当課より説明があるということですので、説明を求めます。

○環境保全課長（廣原正則君）

ここで時間をいただきまして、先日提出させていただきました資料の追加ということで説明をさせていただきます。

資料の中段、整備費内訳をご覧くださいと思います。

歳入並びに歳出で、10億6618万6000円の計上となっております。

歳入につきましては、循環型社会形成推進交付金と4市町並びに小美玉市と茨城町の2市町分の負担金となっております。

歳出につきましては、4市町が負担すべき費目、また、2市町が負担すべき費目を費用負担の部分で分けてございます。4市町が負担すべき費目につきましては、事務費から霞台旧施設解体調査設計業務委託料など含め、周辺環境等整備工事費までの費目となっております。

2市町分につきましては、旧茨城美野里組合の解体工事費及び施工管理業務委託料及び周辺環境等整備工事費となっております。

下の表の構成市町負担金内訳につきましては、施設整備費では4市町分と2市町分に分けてございます。4市町分につきましては均等割10%、人口割10%、搬入量割80%の負担金となっておりまして、これを計算した本市の負担割合は22.38%となっております。これらに施設整備費以外を加えた本市の負担分につきましては2億3611万6000円となっております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○宮嶋 謙委員

まず一つ確認ですけれども、震台の旧施設の本体の解体費というのは次年度には入っていないということによろしいんですか。

○環境保全課長（廣原正則君）

令和4年度に計上しておりますのは、解体の設計業務委託料のみでございます。

○宮嶋 謙委員

それでは、一番問題と感じますのは、この解体に関わる費用です。

私どもも新治広域の施設は使っていた者として、解体まで使っていた者同士がお金を出し合うというのが基本的な考えだと思うんです。茨城美野里さんも茨城美野里のところは2市町で解体すると、つまり、使っていた人が自分たちで解体するということが原則だと思うんです。

それなのに、旧震台の解体に関わる費用をかすみがうら市が負担するというのは、これおかしいと思うんですけれども、その辺はどういう説明になっていますか。

○環境保全課長（廣原正則君）

旧震台の厚生施設組合旧施設につきましては、新組合の新施設に隣接しております。新施設に加えまして、その旧施設の跡地についても、かすみがうら市と茨城町が加わった新組合としても使用することとなります。旧施設の解体後に、新施設のストックヤード等として今後も活用をする予定でございます。

また、その解体並びにストックヤード建設の財源については、循環型社会形成推進交付金を活用することと予定しております。

それらのことから、その計画については組合の地域計画に盛り込んで、補助裏の負担金については4市町にて負担することとして、組合の管理者会議にて了承されたものでございます。

○宮嶋 謙委員

私がお伺いしているのは、解体した後に造るストックヤードについては、新しい施設ですので4市町でやるのは当然のことだと思うんですけれども、我々が使っていなかった古い施設の解体費まで負担させるのは筋が違うというふうに思うんです。これ間違った考え方ではないと思うんですけれども、組合側はなぜこういう予算を立てたんでしょうか。

○環境保全課長（廣原正則君）

こちら、組合の管理者会議におきまして協議がされたことにつきましては、組合の土地を今後も使うということで、例えば、組合の現在の土地を購入した場合の費用、それについては、解体費用の交付金等を差し引いた部分の金額が構成市町の負担金よりも高額となるというようなことで協議がされたということで聞いております。

○宮嶋 謙委員

かすみがうら市がこの新組合に加入するときに、土地の問題とかそういう約束事というのはあったんでしょうか。

今さら、土地代払っていないからこれ出せという理屈は通らないと思うんですけれども、規約的にはどうなっていますか。

○環境保全課長（廣原正則君）

私の記憶の中では、規約の中にはその辺のところの土地のところについては記載されていないと覚えております。

○宮嶋 謙委員

それから、古い施設の事務に関して、私たちが払わなくちゃならないというような取決めはあったんですか。

○環境保全課長（廣原正則君）

取決め等につきましては、協定書のほうで取決めはしております。

ただ、最初から取決めというよりは、その辺のところが決めた後に協定書が交わされたと記憶しております。

○宮嶋 謙委員

つまり、旧霞台施設に関わる費用をかすみがうら市が加入するときに払う、負担する義務を負うような文言というのは入っているんですか。

○環境保全課長（廣原正則君）

申し訳ございませんが、その辺までのところは確認できておりません。

○宮嶋 謙委員

これ管理者会議で基本的には決まっていることだと思うので、なぜこの古い施設の解体、かすみがうら市と関係ない古い施設の解体費用を負担するような状況になったのか、管理者、副管理者のご答弁いただきたいんですけども。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時50分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時53分]

○市民部長（山内美則君）

霞台厚生施設組合の副管理者を私どもの市長がしておりますので、その正副管理者会議の中で調整をされて、決定されたということでございますが、その内容につきましては、副管理者である市長に確認をしまして、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○宮嶋 謙委員

それじゃ、確認していただきたいと思っております。

それで、お伺いしたいのは、この解体調査設計業務委託料2680万7000円のうち、かすみがうら市の負担はどれぐらいなのかということと、今度、もしこれを負担することになると、本体の解体費用も負担しなくちゃいけない可能性が出てくるわけなので、そうなった場合のかすみがうら市の負担なくてはならない負担というのはどれぐらいになるのか教えてください。

○環境保全課長（廣原正則君）

ただいまの質問でございますが、今おっしゃった解体工事設計業務委託料につきましては、2680万7000円でございますと、単純に言いますと、循環型社会形成推進交付金の補助率が3分の1でございます。その補助裏分の75%が起債対象分でございますと、その30%が交付税措置されることとなります。

一般財源としましては、その残り分となりまして、本市の負担割合として、搬入量割80%、均等割10%、人口割10%の、現在の計算したところは22.38%となっておりますと、単純に2680万7000円の部分で今言った部分を引きますと、本市の負担分としましては310万円ということでございます。

解体費用につきましては、令和5年度以降の工事ということでございまして、正式には霞台のほうからその辺の提示がございませんので、この答弁については差し控させていただきます。

○宮嶋 謙委員

ですが、新治の解体などの大体の単価は出ていると思うので、大まか目安は言えると思うので、お願いします。

○環境保全課長（廣原正則君）

その辺のところは、概算でございますけれども、組合からは約8億円程度ということで聞いております。

○宮嶋 謙委員

総額8億円とした場合、かすみがうら市の負担は幾らになるんですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 4時57分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時04分]

○環境保全課長（廣原正則君）

この解体費用の部分につきましては、明日に答弁させていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員長

そういうことで、課長からもありましたけれども、議案第13号の環境保全課のところ、霞台の負担金の内訳、ここ1点だけでいいと思うんですよね。そのほかの議論は終わっていますので。この点については、概算の内訳と、あと、管理者会議での経過とか経緯についてということで、まず2点宿題いただいているので、その2点については明日ということで、取りあえず、ここで議案第13号の環境保全課分については質疑を終結して明日に回させていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。 [午後 5時05分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時06分]

次に、議案第7号 かすみがうら市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

教育委員会、スポーツ振興課から特に補足説明等ございませんか。

○スポーツ振興課長（齋藤裕之君）

議案第7号 かすみがうら市体育施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、スポーツ振興課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

これは解体をすることが前提になっているのでしょうか。そして、もし解体したら、この管理センターは新しく造るとかというのは考えてないのでしょうか。

○スポーツ振興課長（齋藤裕之君）

二昨年前に予算説明のときに決を採らせていただきまして、解体というようなことになっております。令和3年度、解体工事を実施しました。今はない状態でございます。

ですので、施設に関してはありませんので、使用料も削除するというような内容でございます。

○佐藤文雄委員

代わりに造る予定はありますかということも答えていただけますか。

○スポーツ振興課長（齋藤裕之君）

更地にしまして、今は駐車場として使っております。アスファルト舗装をしまして。

○佐藤文雄委員

この管理センターがあったわけだから、必要だったからあったと思うんだよね。古くなって、それで解体したと思うんですよ。ここでは結構いろんなことやっていたんだよね。いろんなことやっていたの。これが解体になったから、そうすると、必要性もあったんじゃないかなというふうに思うんですよ。

ですから、新しいことを、新しい管理センターなんかは考えてないんでしょうかという質問なんです。

○スポーツ振興課長（齋藤裕之君）

考えておりません。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第9号 令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）のうち、教育委員会所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

教育委員会学校教育課から特に補足説明等ございませんか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

それでは、学校教育課所管の補正予算案についてご説明をいたします。

議案集の68ページをお願いいたします。

68ページでございます。

10款教育費のページ右端、説明欄の3番目の06学校支援員設置事業から、次の69ページの下から2番目の11中学校教育振興事業（政策）にわたります各事業の会計年度任用職員の報酬、期末手当、社会保険料、費用弁償、いわゆる人件費の減額につきましては、勤務時間等の減によるもの、また、当初予算におきまして、報酬の単価等を最高額で計上した差額を減額するものでございます。

人件費以外についてご説明をいたします。

68ページにお戻りいただきまして、1項教育総務費、2目事務局費の説明欄、03教育委員会事務局運家事業のバス借上料につきましては、今般のコロナ禍による各種事業、行事の縮減に伴い、バスの借上げ数も減りまして減額するものでございます。

次の3目教育振興対策費の説明欄、04教育指導事業（政策）の講師謝礼につきましても、コロナ禍により研修会を開催することができず、その講師の謝礼を減額するものでございます。

説明欄2つ下の21教育推進団体設置事業（政策）につきましても、コロナ禍により児童・生徒の陸上記録会、音楽発表会の中止に伴いまして、教育研究会補助金を減額するものでございます。

次の23中学校部活動支援事業（政策）につきましても、同じコロナ禍の昨年度と比べますと、夏の大会、総合体育大会は実施できませんでしたものの、年間全体を見ますと、全般的に各大会の中止等が多くありまして、移動手段でありますバスの借上料の減額及び関東大会や全国大会への出場する際の補助金を減額するものでございます。

次の30学校統合推進事業（政策）でございますが、消耗品は千代田義務教育学校の開校前、今月末になりますが、そこで行います各小学校からの引っ越し用の段ボール箱などの差金、次の校旗等備品につきましては、義務教育学校の新たな校旗や体育館ステージ枠、校印などの契約差金を減額するものでございます。

次の31子どもミライ学習事業（政策）につきましては、GIGAスクール構想での1人1台のタブレットを活用し、使用する教材資料をデータ配付したことにより、印刷製本費を減額するものでございます。

次の2項小学校費、1目小学校管理費、04小学校管理運営事業の12教職員パソコン保守から05小学校管理運営事業（政策）、次の69ページ、12小学校スクールバス運行委託までは、入札差金を減額するものでございます。

次の06小学校施設維持管理事業につきましては、コロナ禍によりまして、今年度も夏の水泳学習を実施いたしませんでした。そのプールの水の消毒に使う塩素等の医薬材料費と水質検査など手数料の減額、電話料につきましては、実績により減額をするものでございます。

次の特殊建築物定期報告委託から、ページ最後の中学校費09下稻吉中学校施設整備事業（政策）につきましては、入札差金を減額するものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、学校教育課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

69ページの小学校スクールバス運行の委託で、これ落札差金と言いましたよね。3240万円、これ金額が結構大きいので内訳を教えてください。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 5時17分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時17分]

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

3241万円の元の金額といいますか予算額が1億3899万円で、落札額が1億647万9000円、それで、差し引きますと、3251万1000円でございます。

10万円ほど残しておりまして、そこは臨時便とかそういう可能性もありますので、10万円を残した額で減額をさせていただくものでございます。

業者につきましては、さくら観光でございます。

○宮嶋 謙委員

主に会計年度任用職員の報酬が随分減っていると思うんです。これコロナの影響によるかとは思いますが、これは生活面での影響も少なからずあるのかなと推察されますけれども、コロナ対策的な支援といえますか、そういったものというのはなされているのでしょうか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

会計年度任用職員の方は学校に勤務する方でございますので、コロナでの臨時休校の影響は多少はあるかと思えます。

それと、先ほど申し上げましたが、予算は報酬の単価を最高額に近い額で積算しまして、実際には、会計年度任用職員個人ごとに報酬の単価が違いますので、そちらの差金が出たということでございます。

あと、実際の生活に影響しているかというご質問でございますが、元の単価は採用したときの単価のままで、多少勤務時間が減ったということにして、特別に報酬以外は払ってございません。

○宮嶋 謙委員

さほど減っていないという感じなんですか。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

実際には、子どもが休校のときでも、学校の掃除をしてもらいますとか、教材の準備をしてもらいますとか、そういうことで出勤してくれるように話しておりますので、大きく生活に影響はないと認識はしております。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて、教育委員会生涯学習課から特に補足説明等はございませんか。

○生涯学習課長（齋藤 明君）

それでは、議案第9号 令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算に関わる生涯学習課所管分についてご説明させていただきます。

概要書につきましては38ページになります。

議案集につきましては70ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で事業が中止となった予算の減額及び会計年度任用職員の報酬について、実績に応じた減額、また、契約差金による減額となります。

初めに、議案集ですが、70ページのほうの10款教育費、4項社会教育費、2目公民館費、16事業、霞ヶ浦中地区公民館コミュニティ活動事業（政策）の13節使用料及び賃借料でございます。減額分といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、各支館の移動講座や合同ハイキングなどの事業中止に伴います大型バスの借上料174万5000円及び下大津桜まつりや牛渡まつりのイベント中止に伴う減額分として15万7000円、合わせて、190万2000円の減額をお願いするものです。

続きまして、その下、20事業、旧地区公民館管理事業、1節報酬でございます。会計年度任用職員の雇用形態に応じた減額となりまして、69万9000円の減額をお願いするものです。こちらにつきましては、予算上は週5日で予定しておりましたが、実際の雇用形態が週3日の雇用になったための減額となります。

続きまして、23事業、下稲吉中地区公民館コミュニティ活動事業、13節の使用料及び賃借料でございます。減額分といたしましては、霞ヶ浦中地区公民館と同じで、イベントの中止に伴います80万円の減



額をお願いするものでございます。

公民館費の合計といたしまして、340万1000円の減額となります。

続きまして、4目図書館費でございます。こちら03事業、図書館運営事業、1節報酬でございます。こちらも会計年度任用職員6名の勤務実績に応じた減額となり、158万6000円の減額をお願いするものです。

続きまして、5目歴史博物館費でございます。02事業、歴史博物館管理運営事業の12節委託料につきましては、契約差金となります。03事業、歴史博物館の管理運営事業、11節手数料につきましては、美術品の運搬手数料の減額ということになります。それぞれ61万8000円と30万円となりまして、歴史博物館費合計で91万8000円の減額をお願いするものです。

社会教育費全体といたしまして、590万5000円の減額をお願いするものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、生涯学習課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて、教育委員会スポーツ振興課から特に補足説明等ございませんか。

○スポーツ振興課長（齋藤裕之君）

それでは、議案第9号 令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算のスポーツ振興課の部分についてご説明させていただきます。

まず、繰越明許のほうでございます。

議案集50ページをお願いいたします。

一番下の10款5項保育体育費の多目的運動広場管理運営事業330万円でございます。多目的運動広場の高圧充電設備修繕工事で、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、高圧ケーブルの納入が今年度見込めない状況になりました。繰越しをしまして、工期の延長をお願いするものでございます。

高圧ケーブルに関しましては、外国から輸入しているものでございまして、見込めないという結論になりましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、補正予算のほうでございます。

概要書につきましては38ページと39ページ、議案集につきましては70ページと71ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳出のみとなっております。全てコロナウイルスによりまして中止となった事業の減額補正でございますので、各事業の減額の合計のみ説明させていただきます。

まず、議案集の70ページ、05事業、市民ふれあいスポーツ推進事業の政策でございます。内容につきましては、市民ふれあいスポーツフェア、市民マラソン大会などの事業が中止となったことにより減額となったものでございます。7節から18節まで事業費の合計151万9000円の減額となります。

続きまして、06事業、スポーツ団体育成事業でございます。内容につきましては、同じくコロナウイルスの影響で今年度は活動ができなかったスポーツ推進委員の謝礼、7節の報償費でございますが、37万7000円の減額となっております。

続きまして、2目体育施設管理費でございます。02体育センター管理事業及び03わかぐり運動公園管理運営事業、04多目的運動広場管理運営事業、それぞれ10節の需用費、この光熱費の部分が50万ずつと、

06の第1常陸野公園管理事業、光熱水費、こちらは80万円、合計230万円を減額するものでございます。

こちらにもコロナウイルスの関係で施設に対する光熱費の支出が抑えられたことによるものです。体育館等の使用等も減っておりましたので、減額になっております。

以上、説明となります。お願いいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、スポーツ振興課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結をいたします。

お諮りをいたします。

本日はこの程度にとどめ、延会をすることとし、本委員会は明日3月16日午後1時30分より再開し、本日に引き続き議案等に対する審査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもちまして延会いたします。

お疲れさまでした。

延 会 午後 5時29分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年第1回定例会議案審査特別委員会

委員長 櫻井繁行